

新型コロナウイルス感染症 罹患証明書について

- ① **医師記入欄** 新型コロナウイルス感染症の感染が確認された際に、医師による証明をいただいでください。
- ② **保護者記入欄** 保護者の方が経過をご記入ください。学校保健安全法施行規則の出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とされています。下表を参考にして欠席期間をご記入いただき、記名押印の上、登校時に担任にご提出ください。
- ③ 自宅で検査された場合や、医療機関で罹患証明書を記入していただけない場合は、担任までご相談ください。

新型コロナウイルス感染症 罹患証明書

帝塚山学院泉ヶ丘 中学校・高等学校 年 組 番 氏名

(中学校か高等学校のどちらかに○をつけてください)

① **医師記入欄**

上記生徒は、新型コロナウイルス感染症 に感染しているものと診断いたします。

【発症日】 年 月 日 【診断日】 年 月 日

医療機関名

担当医師名

印

② **保護者記入欄** 、日付、体温、欠席期間、記載日、保護者氏名をご記入ください

発症後5日間かつ症状軽快後1日間を経過したことを申告いたします。

発症日とは、発熱の開始日です		発症日 (0日目)	発症後 (1日目)	発症後 (2日目)	発症後 (3日目)	発症後 (4日目)	発症後 (5日目)	発症後 (6日目)	発症後 (日目)
<input checked="" type="checkbox"/> してください	日付記入欄	/	/	/	/	/	/	/	/
	体温	度 分	度 分	度 分	度 分	度 分	度 分	度 分	度 分
	発症後1日目に 解熱した場合	発症	症状なし	軽快後1日目	経過観察	経過観察	経過観察	登校可能	
	発症後2日目に 解熱した場合	発症	症状あり	症状なし	軽快後1日目	経過観察	経過観察	登校可能	
	発症後3日目に 解熱した場合	発症	症状あり	症状あり	症状なし	軽快後1日目	経過観察	登校可能	
	発症後4日目に 解熱した場合	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状なし	軽快後1日目	登校可能	
	発症後5日目に 解熱した場合	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状なし	軽快後1日目	登校可能

出席停止期間 年 月 日 ~ 年 月 日

保護者氏名

印